

特集 文教施策の進展——平成六年度の展望

- 6 総説・文部行政全般の進展方向／各分野の文教施策の展開方向
- 8 文教施策の総合的推進・教育改革の推進／地域における文教施策の充実
／文教政策のための調査研究の充実／我が国の文教施策（白書）の刊行／教職員等の生涯生活設計の推進
- 10 生涯学習・生涯学習の振興／生涯学習の振興のための施策
- 12 初等中等教育・初等中等教育の概況／教育内容・方法の改善／生徒指導の充実
／進路指導の改善／健康教育の充実／国際化・情報化への対応／高等学校教育の改革／幼稚園教育・職業教育・特殊教育の振興／よりよい教科書の提供／教職員定数の充実等教育条件の整備／教員の資質能力の向上／海外子女教育・帰国子女教育の充実／外国人子女教育の推進／同和教育の振興
- 24 高等教育・高等教育の現状と整備の方向／高等教育改革の推進／リフレッシュ教育の推進／社会的要請を踏まえた人材養成／大学院の充実と改革／国立大学の整備充実等／公立大学等に対する助成／大学入学者選抜の改善／盲英奨学事業の充実／就職協定について
- 30 私立学校・私学行政の概況／私学助成の充実
- 32 学術研究・学術行政の概況／科学研究費補助金の拡充／若手研究者の養成・確保／学術研究体制の整備／基礎研究の重点的推進／学術研究の社会的協力・連携の推進
- 36 社会教育・時代の要請にこたえる社会教育事業の充実／社会教育の諸条件の整備
- 38 スポーツ・体育・スポーツ行政の概況／体育・スポーツ施設の整備充実／生涯スポーツの推進／競技スポーツの振興／学校における体育・スポーツの充実
- 42 文化・文化発信社会の構築／芸術文化の振興／国語・著作権・宗務／文化財の保存と活用
- 46 国際交流・協力・国際交流・協力の概況／教育・学術・文化・スポーツの国際交流・協力／留学生交流の推進／外国人に対する日本語教育の推進
- 50 文教施設・文教施設のインテリジェン化等の推進／初等中等教育施設の整備方策／国立学校施設の整備充実
- 52 平成六年度予算／文部省の機構定員／文教関係の税制

カラー

- 1 知の宝庫―博物館
- ・宇和島市立伊達博物館（愛媛県）
- 4 まつり風土記
- ・吉良川の御田祭（高知県）
- 表2 名作シリーズ・温泉寺縁起
- 表3 文化財紹介・伊勢型紙

- 59 教育・文化と地域づくり⑥・岩手県三陸町
- 62 焦点―文教施策
- 67 人ここの道・平山郁夫
- 68 都道府県発―教育・学術・文化ニュース
- ・栃木県・千葉県
- 70 こんにははにっぼん・張 勝栄
- 72 '96アトランタ―我が国競技スポーツの最前線
- ・日本オリンピック委員会
- 74 科学はいま・高温超伝導って何？
- 76 ぼくたち、わたしたちのウイークエンド
- ・国立山口徳地少年自然の家
- 78 海外教育ニュース
- 80 ふるさとのうた・行きゆんにや加那
- 82 私の本棚から・岐美 格
- 83 鑑賞席
- ・法隆寺昭和寶財帳調査完成記念
- ・国守法隆寺展
- 84 編集後記

文化

1

「文化発信社会」の構築

今日、国民の心の豊かさを求める傾向を反映し、社会全体で文化振興の意欲が盛り上がりを見せている。さらに、個性豊かな文化の発信と交流を通じて国際貢献をすることが、我が国の課題となっている。

このような時代の流れの中で、「平成五年度我が国の文教施策」（白書）においては、豊かな個性ある文化を個人から、地域から、さらに国レベルで発信するとともに、相互の交流を通じて新たな文化の創造を目指す「文化発信社会」の構築を提唱し、政府においても文化の振興が重点課題の一つとされている。

また、新たな視点の下に文化政策を展開するための検討を行う文化庁長官の私的諮問機関である文化政策推進会議（会長・坂本朝一・元NHK会長）においては、平成六年一月一日に、「文化発信社会」の基盤の構築に向

けた当面の重点方策について」と題する提言を取りまとめ、「文化発信社会」の実現に向け、関係者のみならず広く国民に対し理解と協力を求めた（同会議では、現在小委員会において中・長期的観点から文化政策上の諸課題について審議を行っている。）

こうした状況を踏まえ、文化庁としては平成六年度予算案において対前年度比一〇・六％増の五九六億円を計上し、文部省予算全体に占める割合も文化庁創設以来最高の一・〇七％となった。具体的には、文化の創造と発信のための諸施策の充実、地域文化の振興、文化財のある豊かな生活の推進、国立文化施設の整備充実、文化の国際交流・協力の拡充等の諸施策を一層推進することとしている。

また、広く国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造できるような基盤整備のため、芸術文化振興基金により、引き続き芸術文化活動に対して幅広く助成していくこととしている。

度化・発信事業」として拡充し、大型舞台芸術公演や海外フェスティバルへの参加公演に加え、世界の検舞台で公演を行う事業への支援、地域芸術団体の海外公演、海外の芸術団体との共同制作といった事業を予定している。また、芸術家の養成・確保に関する施策として、我が国の若手芸術家の国内外における研修の機会や、海外の新進芸術家に我が国での研修・交流の機会を提供する「芸術フェロ

シップ」を実施している。平成六年度には、芸術家在外研修の研修員を増員するほか、新たに芸術インターンシップにおいてアートマネージメント分野を設ける予定である。

このほか、映画芸術の拠点として、東京国立近代美術館フィルムセンターの機能を充実することとし、アジア諸国映画フィルム収集事業、優秀映画鑑賞全国ネットワーク事業、国際映画シンポジウム等の開催及び映画フィルム整備等の諸事業を引き続き推進する。また、昨今の映画をめぐる状況等を踏まえ、平成六年二月に開始した映画芸術の振興方策に関する調査研究を推進する。

(2) 地域における文化振興

最近、地域の特色を生かした新しい文化の創造や地域に根ざした伝統文化の継承などを通して地域の活性化を図ろうとする動きが活発になっており、このような動きに対応した地域文化振興施策の充実が求められている。

2

芸術文化の振興

(1) 芸術創作活動の推進

芸術は文化の精華であり、芸術活動がどのように展開されているかはその国の文化の水準を示すものである。

文化庁においては、芸術創造活動を積極的に進めていくため、従来から芸術家に意欲的な発表の機会を与えるための「芸術祭」を開催し、また、我が国の中核的な芸術関係団体の行う定期公演等基幹的事業については、「民間芸術等振興費補助金」による助成をはじめ、「日米舞台芸術交流事業」、「優秀舞台芸術公演奨励」、「芸術活動特別推進事業」等多様な援助事業を行い、邦人による創作作品の上演等優れた芸術活動に対する助成を強化し、芸術水準の向上に努めてきた。特に平成六年度には、「芸術活動特別推進事業」を「舞台芸術高き進める。

(3) 第二国立劇場(仮称)の整備の推進

我が国現代舞台芸術の拠点となる第二国立劇場(仮称)は、現在本格的な建設工事が行われている。工期は約四年半を要する見込みであり、平成九年二月完成予定である。

また、同劇場の管理運営については、芸術家等の創意による弾力的な運営を図るため、財団法人に委託する予定であり、芸術界など各界の参加を得て平成五年四月に財団法人第二国立劇場運営財団が設立された。これにより、平成九年度の開場に向け、開場記念公演(いわゆる「布落し公演」)の企画、年間スケジュールの作成、優れた劇場運営スタッフの確保等の準備が、日本芸術文化振興会及び第二国立劇場運営財団において進められている。

3

国語・著作権・宗務

(1) 国語施策の推進

国語審議会は、昭和四一年六月の文部大臣諮問を受けて以来、平成三年二月まで二五年にわたり、戦後国語施策の見直しについて審議し、所要の答申を行ってきたが、これらはいずれも内閣告示・訓令として実施された。最近では平成五年六月に出された報告「現

代の国語をめぐる諸問題について」に基づき、文部大臣が一月、第二〇期国語審議会に対し、「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」という諮問を行った。この諮問においては、今後の国語施策は言葉遣いなど国語の問題全般を取り上げていくことが必要であるとしている。国語審議会では、この諮問事項については順次検討していく予定である。

また、美しく豊かな言葉を普及するため、冊子とビデオテープを作成・配布し、国語に関する認識を深め、国語を大切にすることを意識を高めていく。

近年、国際交流の進展に伴い、国内外に日本語学習者が増大し、その学習目的も多様化してきているが、このような状況に対応するため、日本語教育機関の実態調査を行うとともに、日本語教育指導者に対する研究協議会の開催、日本語教育指導方法の改善のための調査研究等を実施する。

また、中国帰国者に対する日本語教育についても、教材の作成・配布、日本語指導者に対する研修会・研究協議会等に加え、平成六年度からモデル地域における日本語指導者養成のための講習会の開催等を実施するなど、地域の日本語教育推進体制の整備を図る。

より一層の適正化に努める。

4

文化財の保存と活用

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、また、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであって、その適切な保存・活用を図ることは極めて重要なことである。

文化庁では、文化財のうち重要なものを重要文化財、史跡名勝天然記念物、重要無形文化財、重要有形（無形）民俗文化財として指定、重要伝統的建造物群保存地区、選定保存技術として選定するとともに、それらの文化財に関して、有形の文化財の場合はその保存修理、買上げ等に対し、また、無形の文化財の場合はその伝承者の養成、記録の作成等に対し補助等を行い、その保護に必要な措置を講じている。

(1) 文化財保護施策の充実

平成六年度には、天然記念物を整備・活用する「エコ・ミュージアム」整備に要する経費を新たに計上するとともに、かつて我が国の政治・経済・社会・文化の中心として機能していた国分寺・国府等の史跡を地域の中核史跡として整備・活用する「地域中核史跡等整備特別事業」を拡充することとしている。

(2) 著作権制度の改善

著作権制度については、情報伝達技術の発達による著作物利用形態の多様化、社会経済情勢の変化及び著作権保護をめぐる国際的な動向等を考慮して、権利者と利用者との適切な関係を構築していくことが重要である。

このため、著作権審議会では、現在、常設の第一小委員会で著作権制度上の諸問題について総合的な検討を行うとともに、マルチメディア小委員会でマルチメディアに関する著作権問題について検討を行っている。また、コンピュータ・プログラムに係る著作権問題に関する調査研究協力者会議では、コンピュータ・プログラムに関する著作権問題について検討を行っている。このほか、映画の二次的利用（放送、ビデオ化）の増大に伴う実演家、映画監督等映画製作者との関係の在り方について、映画の二次的利用に関する調査研究協議会で協議が進められている。

著作権の実効的な保護のためには、国民の著作権に関する一層の理解が必要である。このため文化庁では、国民の著作権保護の意識を高めるため、各種講習会の開催、資料の発行等を通じ、著作権思想の普及・啓発に努めている。平成六年度は、新たに、学校においてコンピュータ・プログラムを利用する場合の著作権に関する管理方法や体制の在り方について、埋蔵文化財については、発掘調査体制の充実に加え、発掘調査に伴って検出される出土文化財の管理・保管等を行うための「出土文化財管理センター」建設に対し、引き続き補助を行う予定である。

重要伝統的建造物群保存地区についても、特に緊急を要する修理等を引き続き推進することとしている。

民俗文化財についてはその保存活動関連事業への支援を行うとともに、国宝・重要文化財の保存修理事業を拡充することとしている。なお、今後における文化財保護の在り方については、文化財保護審議会文化財保護企画特別委員会において平成五年四月に審議経過報告を取りまとめたところである。

また、世界遺産条約への対応については、平成五年一二月に文化遺産として法隆寺地域における仏教建造物及び姫路城、自然遺産として屋久島及び白神山が我が国として初めて世界遺産一覧表に登録されたところである。また平成五年九月には古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）を推薦している。

(2) 国立文化施設の整備

今日の我が国の社会生活においては、美術を含む芸術全般及び文化財への関心の高まりを受け、「体験の場」としての美術館・博物館の存在が注目されている。

このため、平成五年度補正予算において、

関する調査研究を行い、管理手引書を作成・配布し、コンピュータ・プログラムの著作権保護の周知徹底を図る予定である。

また、アジア地域諸国について著作権制度の一層の整備が国際的に求められていることから、我が国は、著作権の国際的保護を推進するため、WIPO（世界的知的財産機関）に資金を拠出し、同機関が行うアジア地域を対象とした著作権制度の整備・普及事業を引き続き支援する。

(3) 宗教行政の推進

近年、宗教法人に関する税法上の優遇措置等に着目し宗教界の外部の者が宗教法人を利用しようとする動きが見られるため、昭和六三年三月に宗教法人の設立、規則変更の認証事務等を一層適正に行うよう都道府県知事に通達を発し、その指導の徹底を図っている。

また、宗教法人の税の申告漏れや脱税、不適切な収益事業等マスキで問題とされる事例が少なからず見受けられる。このため、宗教法人関係者を対象とした各種研修会の実施や手引書、事例集、視聴覚教材（ビデオ）等の作成、頒布を行っている。

平成六年度には、直接法人事務に携わる者を対象として、法人意識の高揚と事務処理能力の向上を図るために実施している宗教法人実務研修会を拡充し、宗教法人の管理運営の

東京国立博物館の「平成館（仮称）」や国立西洋美術館の「二十一世紀ギャラリー（仮称）」の新設をはじめ、国立美術館、博物館等の格段の整備充実を図ったところであり、平成六年度においても引き続きこれらの整備を推進するとともに、陳列品、美術品購入の充実等を図ることとしている。

(3) 文化財の国際交流・協力事業

世界の優れた文化財の保護に積極的に取り組むことは、我が国が文化国家として国際貢献を果たしていく上で極めて重要なことである。また、文化財保護に係る国際交流は、歴史や文化の相互理解を促進し、友好親善に資するものである。

このような観点に立って、従来から、中国の敦煌遺跡やカンボジアのアンコール文化遺産などの保護に関する共同研究や、文化財に関する国際シンポジウム、文化財保存セミナー等の国際研究集会の開催、専門家の派遣・招へい等を実施しているところである。

平成六年度は、新たに文化財の保存修復技術に関する国際共同研究、在外日本古美術品に係る博物館・美術館学芸員との研究協力を行うほか、在外日本古美術品の修復協力、国立博物館と海外の博物館との展覧会の交流事業を拡充することとしている。

特集 生涯学習と 学校の役割

◆巻頭言
生涯学習社会の基点としての母校―土田将雄
◆インタビュー
桐木逸朗(聞き手)岡本 薫
最首輝夫(聞き手)松下俱子

◆論文
生涯学習と
初等中等教育の改革 麻生 誠
生涯学習と大学の役割 小川 剛

◆事例紹介 宮崎県立宮崎東高等学校ほか

特別記事
これからの大学図書館

人・この道 宝井琴嶺
教育・文化と地域づくり 北海道標津町
都道府県発 教育・学術文化ニュース 山形県・宮崎県

編 集 後 記

▽今月号の特集のテーマは、年度初めであることから平成六年度の文教施策全般を展望する「文教施策の進展」としてあります。ほぼ文部省全体にわたる関係局課が、分担して執筆しております。今日の文教施策を概観するに役立てば幸いです。

▽新年度を迎えた今月号からは、本誌の企画を変更したのもあります。

これまで長い間、東京国立博物館の御協力の下、その所蔵作品を紹介させていただきました「名作シリーズ」は、平成六年度には京都国立博物館の御協力の下、同館の作品を紹介させていただくことにしております。

また、平成元年度からの企画でありました「文部時報」フォトコナテストは、平成五年度(第五回)をもって終わりとさせていただきます。

これまでにたくさん作品を寄せていただきました。本当にありがとうございます。

新しい企画としては、'96アトランダー我が国競技スポーツの最新線を加えています。これは、一九九六年に米國アトランタ市で開催される夏季オリンピックをめざし頑張る我が国の各競技スポーツの強化の模様をお届けしようとするものであります。

▽つい先日終わったりレハンメル冬季オリンピックでも、また昨年のサッカーのワールドカップ予選でもそうでありましたが、いままさながらオリンピックなどでの日本選手の活躍が、少年のスポーツに対する意欲をかきたてたり、スポーツの振興を促したり、ひいては世の中までも明るくするものであることを思い知らされました。

編集幹事には、今も昭和三十一年一〇歳の時に聞いたメルボルンオリンピックでの平泳ぎの古川選手、三段跳びの小掛選手らの活躍を伝えるラジオ放送に、一喜一憂した記憶が残っております。

(A・S)

投稿歓迎

「読者からのたより」欄への投稿を歓迎します。本誌を読んだの御感想、御意見等をごしとせ寄せてください。

●投稿規定

①一件につき四〇〇字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記(誌上匿名可) ③掲載分には薄謝進呈

※文章を一部手直しさせていただくことがあります。

●送り先

〒100 東京都千代田区霞が関三―二―二
文部省大臣官房政策課「文部時報」編集部

MESC 61 月刊 文部時報 4月号 第1408号

●著作権所有 文部省◎

●発行所 株式会社 きょうせい
本社 〒104 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(営業所) 〒162 東京都新宿区西五軒町4-2
電話 03-3268-2141(代表) 振替口座 東京9-161番

●印刷所 株式会社行政学会印刷所

平成6年4月10日印刷
平成6年4月10日発行

定価550円(本体534円)(〒84円)
年間購読料6,600円

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはまよりの書店にてお願いします。

●本誌の掲載文のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。